

震災時における区職員の非常配備態勢の見直しについて

板橋区では、区内に災害が発生または発生するおそれのある場合に災害対策基本法及び災害対策本部条例等の規定に従い、災害対策本部を設置することとしている。また本部の設置に伴う区職員の動員にあたっては、災害の規模に応じて第1非常配備態勢から第3非常配備態勢までの3段階に区分されている。

令和5年度の板橋区地域防災計画の修正作業を進めていくなかで、初動態勢について、下記のとおり非常配備態勢の要件や区職員の参集範囲の見直しを行うこととした。見直しの方向性に関しては、庁内での意見照会を実施した上で令和5年度修正の板橋区地域防災計画に反映させることとする。

1 板橋区地域防災計画の変更箇所

第4部 災害応急・復旧対策計画（震災・火山編） 第1章 初動態勢

2 修正内容及び理由（別紙参照）

(1) 第2非常配備態勢の配備基準を震度5弱から震度5強に修正する。

→ 震度5弱の地震が発生した場合、区内地域における初動期の活動や避難所開設を行う特別活動員の体制はすでに整備されており、応急・復旧活動に区職員の約半数を動員しなければならない事態は想定しにくいことから震度5強に引き上げる。

(2) 施設長の自動参集基準を第2非常配備態勢から第1非常配備態勢に修正する。

→ 発災時に区立施設の被害状況を確認することは、当該施設の管理運営上、不可欠であるため、施設管理者である施設長は現行のとおり震度5弱以上での自動参集とする。

(3) 第2非常配備態勢の動員態勢をすべての男性職員から各部で指定された職員に修正する。（第1非常配備態勢職員等を除いた職員数の約半数を想定）

→ 性別の区分による参集基準を撤廃することとし、各部のBCP発動時の対応に向けてその実効性を高めるため、各部指定の職員とする。